

議案第49号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規程による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成29年9月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲